

バス・タクシーで荷物運送

9月からトラックスター旅客可能

国土交通省は9月から、バスやタクシー、トラックが、旅客と荷物を運ぶ「かけもち」ができるよう大幅に規制を緩和する。ドライバー不足を受け、運送事業者を貨物と旅客にそれぞれ特化させてきたあり方を転換する。利用者が減少する地方の交通網の維持を図る狙いもある。

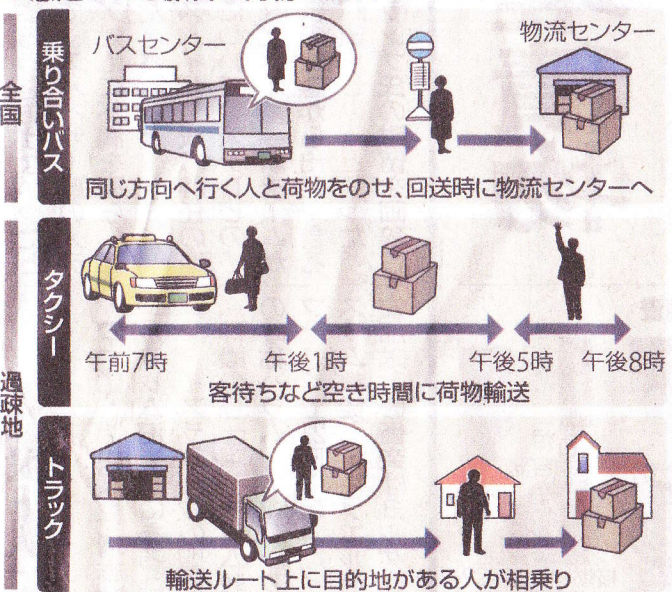
人手不足対応へ規制緩和

8月上旬にも道路運送法
などに関する新たな通達
を地方運輸局に出す。

これまででは路線バスに代表される乗り合いバスに限り、旅客と一緒に350kg・kg未満の荷物を運ぶことが全国で認められていた。岩手県や宮崎県のバス会社は、数年前から、宅配最大手のヤマト運輸と共同で、「かけもち」事業を行い、バス内に荷物を載せる専用のスペースを設置している。

今回の規制緩和により、荷物の重さの上限がなくなり、たくさん荷物が運べるようになる。例えば、宅配業者がバスセンターに荷物を運び込み、バスが内陸から沿岸部といった基幹的な運送を受け持ち、回送時に物流センターに届けることが想定されている。

想定される旅客と荷物の流れ



一部地域でサービスを先行させるヤマト運輸によると、バスが基幹的な運送を受け持つため、トラックドライバーの運転する距離が大幅に減ったという。ドライバーの負担軽減や

業務の効率化につながっている。過疎地ではさらに規制を緩和する。タクシーは旅客が少ない客待ちの時間帯を利用して、荷物を運べるようになる。

道路運送法 タクシーやバスなどの事業内容を規制する法律。利用者の利益を保護するため、事業者に安全面などで様々な制約を課している。

長距離を走ることが多い貸し切りバスも、荷物を運ぶことが可能になる。発着のいずれかが過疎地であることを条件とする。過疎地の定義は、人口3万人未満の市などが目安と